

発議第 10 号

地方税財源の充実確保を求める意見書（案）の提出について

地方税財源の充実確保を求める意見書（案）を次のとおり提出しようとする。

平成 25 年 9 月 12 日提出

提出者 伊賀市議会議員

上田 宗久

赤堀 久実

嶋岡 壯吉

木津 直樹

田山 宏弥

前田 孝也

記

## 地方税財源の充実確保を求める意見書（案）

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いています。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠であります。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求めます。

### 記

#### 1. 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について

- (1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること
- (2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること
- (3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引き上げにより対応すること
- (4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること
- (5) 地方公務員給与の引き下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは避けること

#### 2. 地方税源の充実確保等について

- (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5：5」とすること  
その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること
- (2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと
- (3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること

特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること

- (4) 法人住民税は、均等割の税率を引き上げること
- (5) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること
- (6) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること
- (7) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月12日

三重県伊賀市議会

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 宛

発議第 11 号

森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見  
書（案）の提出について

森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書（案）を次  
のとおり提出しようとする。

平成 25 年 9 月 12 日提出

提出者 伊賀市議会議員

前田 孝也

上田 宗久

赤堀 久実

嶋岡 壯吉

木津 直樹

田山 宏弥

記

## 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための 意見書（案）

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など、「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっています。

また、我が国は、平成 25 年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第 1 約束期間における温室効果ガス排出削減義務 6 %のうち、3.8%を森林吸収量で確保）と同等以上の取り組みを推進することとしています。

このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成 24 年 10 月に導入されましたが、用途は、CO<sub>2</sub> 排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっています。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠です。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じています。

これを再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務です。

よって、下記事項の実現を強く要望します。

### 記

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みを構築すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月12日

三重県伊賀市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

農林水産大臣

環境大臣

経済産業大臣 宛

発議第 12 号

若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書（案）の提出  
について

若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書（案）を次のとおり提出し  
ようとする。

平成 25 年 9 月 12 日提出

提出者 伊賀市議会議員

赤堀 久実

上田 宗久

嶋岡 壯吉

木津 直樹

田山 宏弥

前田 孝也

記

## 若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書（案）

ライフスタイルの多様化や少子高齢化により、若い世代の働き方や暮らし方が変化しています。非正規労働者や共働き世帯が増えた今、若い世代が本来望んでいる仕事と生活の調和が崩れ、理想と現実のギャップに悩む人が少なくありません。

中でも、働く貧困層といわれるワーキングプアから抜け出せずに結婚を諦めざるを得ない若者の増加や、仕事と子育ての両立に悩む女性の増加、正規雇用でありながら過酷な労働環境で働き続けることができない若年労働市場の実態など、今の若い世代を取り巻く問題は多岐にわたり、年々深刻さを増しています。今こそ国を挙げて、若い世代が安心して就労できる環境等の整備が求められています。

よって政府においては、若い世代が仕事と生活の調和を保ち、安心して働き続けることができる社会の実現を目指し、一層の取り組みを進めるべく、以下の事項について適切に対策を講じるよう強く求めます。

### 記

一、世帯収入の増加に向けて、政労使による「賃金の配分に関するルール」作りを進めること。また、正規・非正規間の格差是正、子育て支援など、総合的な支援を行うとともに、最低賃金引き上げに向けた環境整備を進めること

一、労働環境が悪いために早期に離職する若者も依然として多いことから、若年労働者に劣悪な労務環境下で仕事を強いる企業に対して、違法の疑いがある場合等の立入調査の実施や悪質な場合の企業名の公表などを検討し、対策を強化すること

一、個人のライフスタイルに応じた多様な働き方を可能とするために、地域限定や労働時間限定の正社員など、多元的な働き方を普及・拡大する環境整備を進めるとともに、短時間正社員制度、テレワーク、在宅勤務などの導入を促進すること

一、仕事や子育て等に関する行政サービスについて、若者支援策がより有効に実施・活用されるよう、利用度や認知度の実態を踏まえ、必要な運用の改善や相談窓口等の周知、

浸透等に努めること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月12日

三重県伊賀市議会

内閣総理大臣

厚生労働大臣 宛

発議第 13 号

鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書（案）の提出について

鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書（案）を次のとおり提出しようとする。

平成 25 年 9 月 12 日提出

提出者 伊賀市議会議員

木津 直樹

赤堀 久実

上田 宗久

嶋岡 壯吉

田山 宏弥

前田 孝也

記

## 鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書（案）

野生鳥獣による農産物被害は深刻化し、被害は経済的損失に止まらず、農林業者の意欲の減退や耕作放棄地の増加など悪影響を与えています。

シカ、イノシシ、サルなど野生鳥獣による農作物被害は、平成 21 年以降は毎年 200 億円を上回っています。

鳥獣被害が深刻化している要因として、鳥獣の生息域の拡大、狩猟者の高齢化等に伴う狩猟者数の減少による捕獲圧の低下、耕作放棄地の増加等が考えられます。

こうした鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、平成 19 年に、議員立法による「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」が全会一致で成立し、現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって、様々な被害防止のための総合的な取り組みを行うことに対して支援措置が実施されることになりました。

平成 24 年には同法の一部改正が行われ、対策の担い手確保や捕獲の一層の推進が図られることになりましたが、集中的かつ効果的な鳥獣による被害防止対策を早急に講じる必要があります。

よって国におかれましては、鳥獣被害防止の充実を図るため、下記事項を速やかに実施されるよう強く要望します。

### 記

- 1 地方自治体への財政支援を充実させるとともに、鳥獣被害防止総合対策交付金の予算を拡充すること
- 2 狩猟者の確保・育成に向けた対策の強化と支援を拡充すること。また、狩猟者の社会的役割に対する国民的理解と狩猟者の社会的地位向上の促進を図ること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 25 年 9 月 12 日

三重県伊賀市議会

内閣総理大臣

総務大臣

農林水産大臣

環境大臣 宛